

入学準備費（就学援助）のお知らせ

教育委員会では、お子さまの就学費負担に困窮されている方に対して、費用の一部を援助する、「就学援助制度」を行っています。

今回は、入学用品等の購入に対する援助である「入学準備費」のみの申請です。以下の要件に該当する方はご提出ください。（入学後の学用品費や給食費等については、入学後に学校より別の申請書をお配りします。入学準備費の認定状況は引き継がれませんので令和6年4月中に提出してください。）

1. 援助を受けられる方

- (1) 令和6年4月に東大阪市立小学校・義務教育学校へ就学予定のお子さまがいる世帯
(ただし、申請時点においてお子さまが東大阪市にお住まいであること)
- (2) 裏面の認定基準を満たす世帯

☆東大阪市立小・中・義務教育学校に**きょうだいがいる**世帯

(1) **令和5年度就学援助 認定世帯** → この申請をする必要はありません。

(2) 令和5年度就学援助 未申請世帯

→ 令和5年度就学援助申請書(ピンク色)を提出してください。

☆東大阪市立小・中・義務教育学校に**きょうだいがいない**世帯

→ 同封の申請書(水色)をご提出ください。

☆生活保護受給中の方は、生活扶助費から支給されますので、**この申請をする必要はありません。**

2. 申請受付期間等

- (1) 早期申請期間 **令和5年12月22日(金)まで**

※上記期間を過ぎた場合でも、令和6年3月29日まで申請可能です。ただし、3月29日までに書類不備等が解消されなかった場合、支給されません。

- (2) 受付場所 就学予定の学校 または 学事課 (郵送受付不可)

- (3) 支給額 入学準備費 54,060円

- (4) 支給時期 3月上旬頃 (振込日については決定通知書でお知らせします)

※早期申請期間外の支給時期は、3月下旬以降になります。

3. その他

早期申請期間内の申請における支給・不支給の決定は**3月上旬頃**、申請者に通知します。所得不明の場合や、書類不備等のため審査できなかった方については、**1月中旬頃**に書類不備のお知らせを通知します。ただし、3月29日までに書類不備等が解消されなかった場合、支給されません。

また、令和6年3月30日以降の申請及び書類不備等の解消は受け付けることができませんので、ご注意ください。

東大阪市立小学校・義務教育学校へ就学されない場合は、支給対象外となります。

また、支給後に支給対象外の学校へ入学したことが判明した場合は、支給した入学準備費を返還していただくことがあります。

●問い合わせ先● 東大阪市教育委員会 学事課 (本庁17階)

TEL 06-4309-3272 FAX 06-4309-3838

入学準備費を受けられる方

令和4年中の世帯全員の所得合計額が認定基準額未満の保護者

令和5年度認定基準額（世帯全員の所得合計）

世帯人員	2人	3人	4人	5人	6人	7人
所得合計額	224万円	257万円	290万円	323万円	356万円	389万円
備考	※8人以上の場合は1人増えるごとに33万円を所得合計額に加えた額					

(1) 世帯員全員の所得合計額で審査します。

世帯とは、居住・生計をとともにしている人です。児童生徒がいる住民票上の世帯員全員の所得が審査対象になります。ただし、世帯員以外の方に扶養されている方がいる場合は、扶養している方を同一生計として審査します。また、別居の税法上の扶養親族があるときは、その方も同一生計とみなして審査できますので記入してください。

(2) 所得額は源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」欄、確定申告書Aの「所得金額等合計⑧」欄、確定申告書Bの「所得金額等合計⑫」欄を参考にしてください。

(3) 上記の認定基準額以上の所得があるときでも下記の事項にあたる世帯は認定される場合があります。（公的な証明書を添付してください）

①障害児（者）のいる世帯

特別障害者の方は一人につき53万円、障害者の方は一人につき26万円を上記認定基準額に加算した額で審査します。

《添付書類》身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の写し等

【特別障害者・障害者とは】

地方税法に定める範囲のものであり、たとえば特別障害者は、身体障害者手帳1級・2級または療育手帳A判定または精神障害者保健福祉手帳1級の者等。

障害者は身体障害者手帳3級以下または療育手帳B判定または精神障害者保健福祉手帳2・3級の者等。

②令和5年度(4月以降)において火災等により居住する住居が被害を受けた世帯

《添付書類》火災証明書（居住する住居が火災の被害を受けた場合）

罹災証明書（居住する住居が自然災害の被害を受けた場合）

③令和5年中の世帯の所得合計額が認定基準額未満となる世帯

《添付書類》雇用保険受給資格者証の写し(両面)、廃業届の写し

(4) 令和5年1月以降に下記の世帯異動があった場合、異動後の世帯で審査します。書類をそれぞれ添付してください。

①令和5年1月以降に主たる生計維持者が死亡の場合

《添付書類》

死亡された方が東大阪市にお住まいのとき・・・健康保険証の写し（世帯全員分）

上記以外のとき・・・死亡の事実がわかる書類（住民票等）及び健康保険証の写し（世帯全員分）

②令和5年1月以降に離婚した場合

《添付書類》

i) 戸籍の全部事項証明書（戸籍謄本）または離婚届受理証明書

ii) 健康保険証の写し（世帯全員分）

} 両方添付してください。

★所得とは 総所得金額、山林所得金額、退職所得金額、その他分離課税に係る所得金額の合計額のことを指します。ただし、純損失や雑損失の繰越控除、その他分離課税に係る損失の繰越控除の適用を受けている場合は、その適用前の金額となります。